

〔個人献金に対する課税上の優遇措置〕

個人が政治活動に関して行う寄附は、個人献金を奨励するため、政治資金規正法及び租税特別措置法の定めるところにより、一定の要件に該当するものについて、所得税の優遇措置が受けられます。

優遇措置を受ける場合には、寄附を受けた政治団体が寄附者の氏名及び寄附金額等を「収支報告書」に明記し、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成の上、県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けます。政治団体はこれを寄附者に交付し、寄附者が税務署へ確定申告することになります。

なお、個人献金に対する優遇措置の内容は、次のとおりです。

第1 優遇措置の内容

1 寄附金控除の対象

所得税の課税所得金額の計算の際に、生命保険料控除など各種の所得（税額）控除がありますが、その一つとして「寄附金控除」があります。第2で述べる要件に該当する場合には、個人のする政治活動に関する寄附金が「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

2 寄附金控除の計算

(1) 所得控除

(①又は②のいずれか少ない方の金額)－(2千円)＝寄附金控除額

- ① その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ② その年の総所得金額等の40%相当額

(2) 政党、政治資金団体（以下「政党等」という。）に対する寄附の特例

政治資金規正法第3条第2項に規定する政党及び同法第5条第1項第2号に規定する政治資金団体に対して寄附をした場合については、前記(1)で述べた所得控除に代えて、次の算定方法による税額控除を選択することができます。

税額控除額＝（その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額（注1）
－ 2千円（注2））×30パーセント

（注1） 「その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額」については、その年の総所得金額等の100分の40相当額が限度となります。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金の額、認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける認定NPO法人等寄附金の額（以下「特定寄附金等の額」といいます。）がある場合で、政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当

額からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

なお、「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(注2) その年中に支出した特定寄附金等の額がある場合には、「2千円」は、「2千円からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額」となります。

3 確定申告

寄附金控除を受けようとする場合には、確定申告が必要となります。

4 その他

寄附金控除の詳細な確認については、最寄の税務署におたずねください。

第2 優遇措置を受けられる要件

個人のする政治活動に関する寄附が優遇措置の対象とされるためには、(1)寄附を受けた政治団体や公職の候補者が一定の要件に該当すること及び(2)政治団体や公職の候補者の収支報告書に寄附者の氏名などの寄附の内容が記載され、公開されることが必要です。

1 政治団体・公職の候補者の範囲

[政治団体の範囲]

次の(1)～(4)までの政治団体に対する寄附が対象となります。

- (1) 政治資金規正法第3条第2項に規定する政党。
- (2) 政治資金規正法第5条第1項第2号に掲げる政治資金団体。
- (3) 政治資金規正法第3条第1項第1号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの。又は、その主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。(法第5条第1項第1号に掲げる団体を含む。)
- (4) 政治資金規正法第3条第1項第2号に掲げる団体(いわゆる後援団体)で、次に掲げるもの。
 - ① 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の議会の議員若しくは長の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの。
 - ② ①に掲げる公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの。(①に掲げるものを除く。)

なお、(4)の②に掲げる団体にあつては、立候補の届出のあつた日の属する年及びその前年中にされた寄附に限られます。また、候補者となろうとする者が何らかの事情で結果的に立候補しなかった場合には、寄附金控除の対象となりません。

[公職の候補者の範囲]

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の議会の議員若

しくは長の候補者として、公職選挙法第86条から第86条の4までの規定により届出をし、又は「被推薦書」を届け出された者に対する選挙運動に関してされた寄附が対象となります。

なお、国会議員関係政治団体の2号団体に該当する団体は、優遇措置を受けるためには、国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む）から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付して、国会議員関係政治団体の区分の届出事項等の異動届を都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません。詳しくは14ページを参照してください。

2 報告義務

適格な政治団体や公職の候補者に対する寄附について、収支報告書に報告され、公開されることが必要です。政治団体の場合には、政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書に、寄附をした者の氏名、職業、寄附の金額、寄附を受けた年月日を記載することが必要です。

この寄附の内訳の報告は、5万円を超えるものについて義務づけられていますが、この金額以下のものであっても寄附の内訳として報告しなければ対象となりません。公職の候補者の場合には、公職選挙法第189条の規定による選挙運動費用収支報告書に、寄附の内訳として政治団体の場合と同じ事項を記載して報告することが必要です。

なお、これらの規定では、それぞれ報告の期限が定められていますので、その期限内に報告書を提出しなければなりません。

3 適用除外

上記の要件に該当する場合であっても次の場合には対象とならないので、注意してください。

(1) 政治資金規正法の規定に違反するもの。

政治資金規定法では、寄附に関して制限を課しています。

例えば、個人の年間の寄附の総枠として、政党及び政治資金団体に対するものは、2,000万円まで、その他の政治団体及び公職の候補者に対するものは、1,000万円までの限度額を設けています。また、政党、政治資金団体以外の政治団体や公職の候補者に対する寄附については、同一の者に対して年間150万円までという個別規制が設けられています。さらに、他人名義や匿名の寄附も禁止されています。

これらの規定に違反するものは、対象から除かれます。

(2) 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

寄附をした本人に特別の利益が及ぶと認められる場合には、対象から除かれます。どのようなケースがこれに該当するかは、実際の場合に応じて税務署で判断されます。

第3 手続き

寄附者が「特定寄附金」として寄附金控除を受けるためには、次のような手続きで処理されることとなります。

1 寄附者

(1) 確定申告

寄附者は適格な政治団体、公職の候補者に寄附をした場合には、税務署に対してその旨の確定申告を行わなければなりません。

(2) 添付書類

確定申告の際には、政治団体、公職の候補者等から「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けて、これを添付することが必要です。

なお、この書類が確定申告に間に合わない場合には、一旦確定申告をし、その後に政治団体、公職の候補者からこの書類の交付を受けて確定申告をした税務署に提出しなければなりません。また、この書類には、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣の確認印が押されており、これで寄附者の手続きは終了となります。

(3) 前年分に遡及する場合の手続き

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県の知事又は指定都市の議会の議員若しくは長の公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者を推薦、支持することを本来の目的とする政治団体（前記第2の1の(4)の②の団体）に対する寄附は、推薦、支持される者が立候補した年とその前年に行われたものに限り、寄附金控除の対象となります。立候補した年分については通常の手続きによりますが、前年分について遡及して寄附金控除の適用を受けようとする場合には、次のいずれかの手続きをとってください。

① 前年分について確定申告をしている場合

更生の請求を行ってください。

② 前年分について確定申告をしていない場合

期限後の確定申告の手続きをしてください。

これらいずれの場合にも、「寄附金（税額）控除のための書類」を提出することが必要です。

2 政治団体、公職の候補者

適格の政治団体、公職の候補者は、寄附者が所得税の寄附金控除を受けようとする場合には、次のことをする必要があります。

(1) 収支報告書の提出と「寄附金（税額）控除のための書類」の提出

収支報告書を法定の期限内に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を寄附の内訳として、報告書に記載することが必要です。

収支報告書の提出に際しては、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けることが必要です。（ただし、指定都市の選挙に関するものは、指定都市選挙管理委員会。）

(2) 「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付すること

この書類については、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣が収支報告書と照合の上、確認印を押して、提出した政治団体又は公職の候補者に返還します。

その後、すみやかに寄附者にこの書類を交付して、寄附者が手続きをとれるようにしてください。

(3) 「寄附金（税額）控除のための書類」の作成

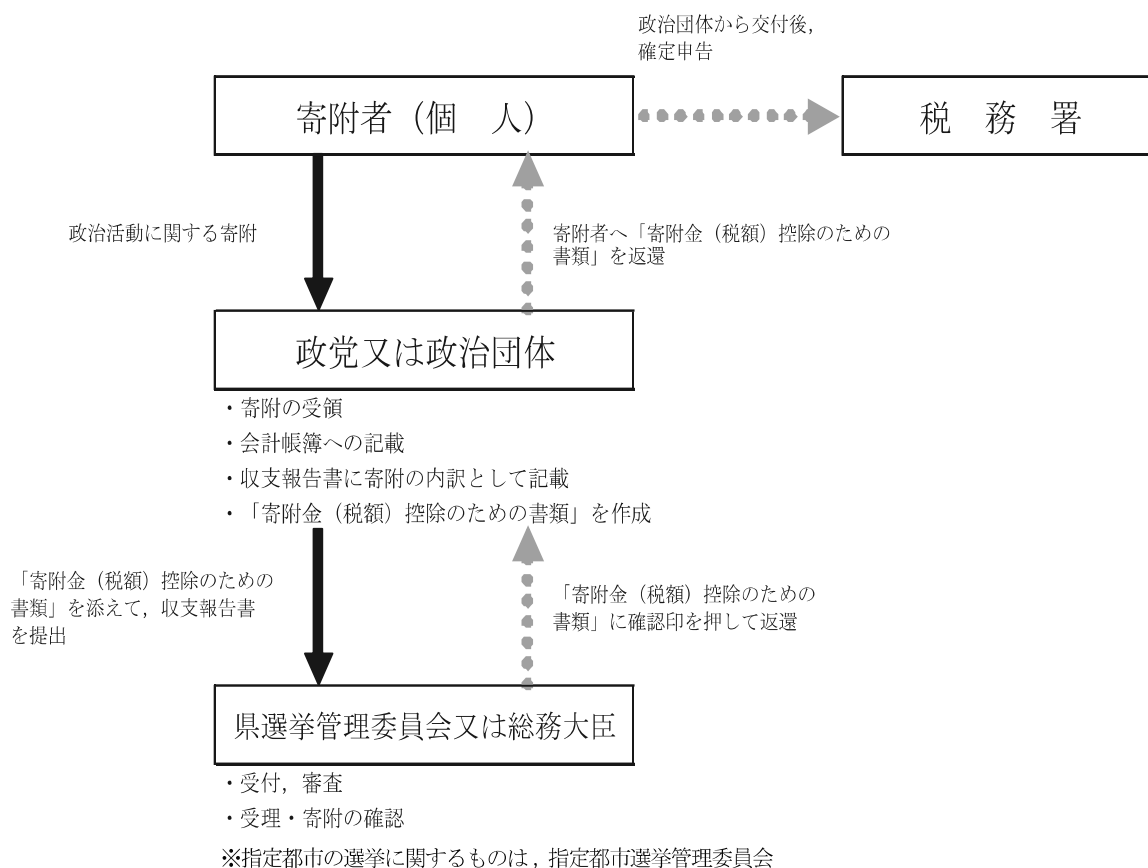
政治団体、公職の候補者は、あらかじめ指定された書式に準じて「寄附金（税額）控除のための書類」を作成してください。

この書式のうち、「寄附を受けた団体」の欄には、その政治団体等の名称、所在地等を印刷しても差し支えありません。

なお、この書類は「領収書の控え」として、領収書を発行するときに同時に作成しておくとう便利です。

※ 記載を誤った場合は、改めて書き直してください（訂正印不可）。

3 一般的な手続きの流れ



(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第 12 条若しくは第 17 条又は公職選挙法第 189 条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日							

(寄附金の額には¥をつけること。)

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 1 号又は第 2 号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 3 号又は第 4 号〕
	1	2
租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 3 号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 4 号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	選挙 令和 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	選挙 令和 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄へ記載は不要です。)

《記載例》

※記載を誤った場合は、改めて書き直してください。
(訂正印不可)

再交付(朱書き)
(確認欄)

再交付の場合のみ

寄附金(税額)控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	A 野 一 郎							
住所	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日 (2回以上のときは、下の内訳に記入)							

(寄附金の額には¥をつけること。)

(寄附を受けた団体)

名称	宮城太郎後援会	
所在地	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
※ 政党の支部は「1」に○をつけてください。	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合 ※ 主義主張の団体	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	宮 城 太 郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	宮城県議会議員 選挙 令和●●年7月4日
※ 一般の後援会		

(寄附を受けた個人)

(1)の者が現職の場合は、記載不要です。

公職の候補者 ※ 選挙運動に関する寄附	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
●●・1・15	100,000円	・	円	・	円
●●・3・15	50,000円	・	円	・	円
●●・5・15	50,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄へ記載は不要です。)